



## SEC が陳腐化した及び重複した開示規程 の除去を提案

エイドリアン・ミルズ(Adrian Mills)、クリスティン・メイザー(Christine Mazor)及びアナ・ゼーリック(Ana Zelic) (Deloitte & Touche LLP)

2016年7月13日、SECは規則提案<sup>1</sup>を発行した。これは、冗長、重複した若しくは陳腐化した可能性がある、又は他のSEC、米国会計基準若しくはIFRSの開示規程とオーバーラップ(overlap)する可能性がある特定の開示規程を改訂することになる。当提案はまた、米国会計基準規定とオーバーラップする特定のSEC開示規定が、保持され、修正され、削除され、又は米国会計基準への潜在的組込のためにFASBに照会されるべきかに関するコメントを求めている。変更提案の一部の要約に関しては、以下の表を参照のこと。

改訂提案は、SECによる開示、表示及び公開会社に関するデリバリー規定の広範なレビューである、当委員会により進行中の開示有効性への取り組みにおける次のステップである。

当該取り組みの一環として、SEC はまた、規則 S-K の特定のビジネス及び財務開示規定の現代化に係るフィードバックを求める今年 4 月の概念リリース<sup>2</sup>、及び規則 S-X における特定の財務開示規定の有効性に係る昨年 9 月のコメント要請<sup>3</sup>も発行した<sup>4</sup>。

開示規定に関する当改訂提案は、米国発行者、外国民間発行者 (foreign private issuers : FPI)、投資アドバイザー、投資会社、ブローカー・ディーラー、及び全米で認知されている統計的格付け機関 (nationally recognized statistical organization) に影響を与えることになる。各種類の発行者への影響は、提案された改訂内容に依存する。SEC は、最終的に投資者に提供される情報ミックスを大幅に変更することなく、開示規定を改善し、登録者のコンプライアンス努力を簡素化することを意図している。



### 編集者注

当提案の含意は、変更カテゴリーにより異なる可能性が高い(例えば、重複、オーバーラップ (overlapping)、差し替え)。一部の変更の影響は、その目的が、重複又は差し替えられた規定を除去することのみである場合には大幅ではない可能性がある。オーバーラップした規定に対処する変更は、SEC が(1)開示箇所考慮事項及び(2)明確な線引きによる考慮事項として説明しているものとなる結果となりうるためにより重要となりうる。(以下の検討を参照)

当提案によるオーバーラップする規定に対するコメント要請は、「一部のトピックに関連する提案は、財務諸表外から、財務諸表内の開示への移動をもたらすことになる」と言及しており、それらは年次監査及び/又は期中レビュー、財務報告に係る内部統制、及び XBRL に関する (tagging) 規定の対象となるものである。例えば、規則 S-K103 項における、特定の法的手続を開示する規定は、偶発損失が開示されなければならないとする米国会計基準におけるそれよりも、場合によってはより広範となる可能性がある。当委員会は、他の規定の中でも、103<sup>5</sup>項の米国会計基準への組み込みは、追加の見積り及び開示の開発及び監査に関連して、発行者及び監査人に対して大きな負荷を課す可能性があるか否かに関して、フィードバックを求めている。SEC はまた、ファイリングにおける一部の開示の箇所は、オーバーラップする規定に対処するための当提案の結果として変更されうる。これは、当開示の突出部を変更することにより、利用者に影響を与える可能性がある。

当提案は、明確な線引きを画する開示の閾値の削除又は追加の結果となり(すなわち、その閾値未満であれば開示は要求されない)、これは、発行者に対する開示負担及び投資者に対して開示される情報量を変更する可能性がある。例えば、米国会計基準とは異なり、規則 S-K<sup>6</sup>は、収益の 10 パーセント以上に相当する類似製品及びサービス種類からの収益金額の開示を要求している。

規則提案に対するコメント期限は、*連邦公報 (Federal Register)* の発行日後 60 日間である。構成員のフィードバックは、SEC による開示アップデート及び簡素化への取り組みの成功にとって非常に重要となろう。当提案、及び規則 S-K 概念リリースに対するコメントは、当委員会による強化された開示に関連する活動をさらに知らせることとなろう、と当委員会は言及した。

<sup>2</sup> 当コンセプトリリースに関するさらなる情報については、デロイトの 2016 年 4 月 18 日付 *Heads Up* を参照のこと。

<sup>3</sup> 当コメント要請に関するさらなる情報については、デロイトの 2015 年 10 月 6 日付 *Heads Up* を参照のこと。

<sup>4</sup> SEC の開示規則は、公開会社に関しては、主に規則 S-X (財務諸表開示規則に対処している) 及び規則 S-K (非財務諸表開示 (例えばリスク・ファクター及び MD&A) に係る中心的な情報所蔵箇所である) に含まれている。

<sup>5</sup> Regulation S-K, Item 103, "Legal Proceedings."

<sup>6</sup> 規則 S-K の 101(c)(1)(i) 項を参照のこと。

当提案は、様々な SEC 開示規定グループに影響を与えることになる。以下の表は、提案された変更の一部を要約するものである。

影響を受ける規定の種類	提案された変更のゴール	影響を受ける開示トピックの例	例
冗長又重複する規定	他の委員会規則、米国会計基準又は IFRS により要求されるものと実質的に同一の情報の開示の結果となる規定を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨</li> <li>連結</li> <li>負債債務 (Debt obligations)</li> <li>法人所得税開示</li> <li>ワラント、権利及び転換商品</li> <li>関連当事者</li> <li>偶発事象</li> <li>一株当たり利益</li> <li>会計原則の変更</li> <li>期中財務諸表 (共通支配下取引及び処分)</li> </ul>	負債債務 (Debt obligations): 規則 S-X <sup>7</sup> では、登録者は、直近の貸借対照表日後の負債発行金額の重要な変更を開示しなければならない。後発事象に係る米国会計基準におけるガイダンス (ASC855「後発事象」) は、類似の開示を要求しているため、SEC は、S-X 関連開示を削除することを提案した。
オーバーラップする規定	合理的に類似の情報をもたらす規定、又は他の SEC 規定、米国会計基準若しくは IFRS により要求されるそれに重要性のある追加的情報ではなく、かつ投資者にとってもはや有用ではない可能性がある規定を削除する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結</li> <li>デリバティブ会計方針</li> <li>セグメント</li> <li>研究及び開発活動</li> <li>不動産投資トラスト (REIT)</li> <li>配当</li> <li>固定費用に対する利益の比率</li> </ul>	セグメント:セグメント財務情報を開示する及び報告セグメントが変更される過去期間を修正再表示する規則 S-K <sup>8</sup> の規定が削除されることになる。これは、類似の開示が、米国会計基準及び規則 S-K <sup>9</sup> の他の規則により要求されているためである。
	特定の開示規定を、他の関連委員会開示規定と統合する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨規制</li> <li>配当及び関連項目に係る制限</li> <li>地理的地域</li> </ul>	配当及び関連項目に係る制限:委員会規定の多くは、配当及び関連項目の支払に係る制限に関する開示を義務付けている <sup>10</sup> 。SEC は、これらの開示規定を、配当にかかる重要な制限を開示する単一の規定へと合理化することを提案した。

<sup>7</sup> Regulation S-X, Rule 4-08(f), "Significant Changes in Bonds, Mortgages and Similar Debt."

<sup>8</sup> Regulation S-K, Item 101(b), "Financial Information About Segments."

<sup>9</sup> Regulation S-K, Item 303(b), "Interim Periods."

<sup>10</sup> 例えば、規則 S-K201(c)(1)項「配当」並びに規則 S-K規則4-08(d)(2)「優先株式」及び4-08(e)「登録者による配当支払いを制限する制約」。

影響を受ける規定の種類	提案された変更のゴール	影響を受ける開示トピックの例	例
オーバーラップする規定 (続き)	オーバーラップする開示を修正若しくは削除する、又はそれらの米国会計基準への潜在的組込に関してFASBに照会する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>REIT</li> <li>連結</li> <li>株式に係る割引</li> <li>担保差入資産</li> <li>債務</li> <li>優先株式</li> <li>法人所得税</li> <li>関連当事者</li> <li>再購入及び逆再購入契約</li> <li>期中財務諸表</li> <li>製品及びサービス</li> <li>主要顧客</li> <li>訴訟案件</li> <li>石油及びガス生産活動</li> </ul>	法人所得税:規則 S-X 及び米国会計基準の双方は、法人所得税に関する開示を要求している。しかしながら規則 S-X は、国内及び国外税引前利益及び法人所得税費用の金額等、追加的開示を要求している。SEC は、それらの米国会計基準への潜在的組込に関してFASBに照会するか否かの判定を支援するため、これらの開示差異に係るコメントを求めている。
陳腐化した規定	時の経過、又は規制、ビジネス若しくは技術環境の変化の結果として陳腐化した規定を改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>陳腐化した移行日</li> <li>法人所得税開示</li> <li>利用可能情報(例えば、発行者が、彼らのインターネット・アドレスを開示することを要求する)</li> <li>市場価格開示</li> <li>換算レート・データ</li> <li>PFI 株式公開<sup>11</sup>—財務諸表の年齢</li> </ul>	市場価格開示:当提案は、歴史的市場価格情報の開示を、投資者が様々なウェブサイトから株式価格に係る情報を入手するために使用されうる、発行者のティッカー・シンボルで代替することになる。
差し替えられた規定	新しい会計、監査、開示規定と整合しない規定、及びより最近更新された委員会開示規定を改訂する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準</li> <li>連結</li> <li>非経常的項目</li> </ul>	非経常的項目 (extraordinary items): 非経常的項目に対する参照が、SEC 規則及び様式から削除されることになる。これは、FASB が、2015 年 1 月に米国会計基準から非経常的項目を削除したためである。

<sup>11</sup> 受諾されれば、当提案は、株式公開においてFPIが、様式F-11において、SECからのウェイバー(waiver)入手なしに、12ヶ月よりも前の(しかし15ヶ月よりも前ではない)監査済財務諸表を使用することを可能ならしめることになる。

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための *Dbriefs*

*Dbriefs* へぜひご参加ください。*Dbriefs* はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務に関する財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

*Dbriefs* は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、*Dbriefs* にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification*™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュートーマツ・リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ・コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ・ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ・税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートーマツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を與える可能性があることを留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。